

## 新型コロナウイルスの対応について

石垣市では、令和2年2月28日に「石垣市において感染者が発生していない」、「陸続きの他市町村と異なり通勤や通学での流入人口がない」、「児童生徒が公共交通機関を使って登下校していない（一部を除く）ため不特定多数との接触がない」、「共働き家庭が多く児童生徒を長期間休ませる際の親の仕事への支障が大きい」等のような判断基準の下、石垣市立小中学校においては政府臨時休校要請の重要性を認識し、最大限の予防対策を施したうえで休校しないことを決定いたしました。

その後、感染防止の山場とみられていた2週間を経過し、本市においては感染者が発生していないこと。本県において3名の感染報告以来、新規の感染がでていないこと。児童生徒の屋内で過ごすことからのストレス等を鑑み、別紙のとおりその取り扱いについて、各学校を通して保護者あてに送付いたしました。

令和2年3月16日

石垣市教育委員会

保 護 者 各 位



事 務 連 絡  
令和2年3月16日

石垣市教育委員会  
教育長 石垣 安志  
(公印省略)

### 新型コロナウイルスの対応について (依頼)

春色のなごやかな季節、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

周知のとおり、2月27日に首相より、全小・中学校臨時休校要請がありました。本市において、現段階で感染者が発生していないこと、社会環境として、満員電車等、やむを得ず集団となる機会が少ないこと、更には、全校休校にすることで、保護者等に社会生活上の支障を与える可能性が非常に高いことにより、全校休校は致しませんでした。

その後、感染防止の山場とみられていた2週間を経過し、本市においては感染者が発生していないこと。本県において3名の感染報告以来、新規の感染がでていないこと。児童生徒の屋内で過ごす事からのストレス等を鑑み、下記のとおり取り扱うこととしました。

保護者におかれましては、下記の予防に向けた取組を確認して頂き、児童生徒の衛生・安全上の処置に万全を期して頂きますようお願いいたします。

### 記

- 1 3月16日より派遣、大会、引率、研修、旅行等により、八重山郡外（沖縄県内に限る）へ渡航した児童生徒、職員については、①発熱等風邪の症状がないこと②マスクを着用することを条件に小中学校への登校・出勤を認める。ただし、出発前の3日間及び帰島後の2週間において検温を徹底すること。
  - 2 八重山郡外（沖縄県内に限る）から転校・異動等により本市に引っ越しされた児童生徒、職員については、①発熱等風邪の症状がないこと②マスクを着用することを条件に小中学校への登校・出勤を認める。ただし、入島後の2週間において検温を徹底すること。
  - 3 3月17日より、部活動及びスポーツ少年団等の活動は、自校内において可とするが、校外での活動は休日を含め当面自粛継続とする。ただし、派遣等を要する大会等への参加についてはその限りでない。また、屋内施設を利用する場合は、換気及び、ミーティング等の際は児童生徒の間隔を広げる、給水等も同じコップを使わない等の対応をする。
  - 4 八重山郡内（石垣市、竹富町、与那国町）で、新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、直ちに全校休校とする。
- ※ 1、2において沖縄県外からの帰島・入島の場合は従前とおり2週間の出席・出勤停止とする。
- ※ 公共施設（運動公園、図書館等）への幼小中高生の利用は自粛すること。
- ※ 以上に掲げる項目以外については、従前のとおり取扱いとする。